

岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 3 年 12 月 定 例 会

令和 3 年12月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 4	令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	5
102	損害賠償の額を定めることについて	11
103	令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算（第 9 号）	13
104	令和 3 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	29
105	令和 3 年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	33
106	令和 3 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	37
107	令和 3 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	43
108	令和 3 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	47
109	令和 3 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）	51
110	令和 3 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）	55
111	令和 3 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 2 号）	59
112	令和 3 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	61
113	令和 3 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	63

令和 3 年承認第 4 号

令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第3号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年11月25日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（専決第3号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,271,664千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,388,914千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	20,840,529	3,271,664	24,112,193
	2 国庫補助金	4,177,809	3,271,664	7,449,473
	歳入合計	127,117,250	3,271,664	130,388,914

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	50,100,073	3,271,664	53,371,737
	3 児童福祉費	24,745,364	3,271,664	28,017,028
	歳 出 合 計	127,117,250	3,271,664	130,388,914

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

42,750,400円

2 事案の概要

岡崎市 Q U R U W A プロジェクト（コンベンション施設整備事業等）において、市による本事業の一時凍結に伴い、優先交渉権者との間で本事業関連契約の一部が締結に至らなかったことにより、相手方に損害を与えた。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,381,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132,770,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

一般会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方特例交付金	529,754	31,483	561,237
	1 地方特例交付金	529,753	31,483	561,236
12	地方交付税	50,000	290,260	340,260
	1 地方交付税	50,000	290,260	340,260
14	分担金及び負担金	1,052,893	441	1,053,334
	1 負担金	1,052,893	441	1,053,334
15	使用料及び手数料	1,827,208	4,544	1,831,752
	2 手数料	594,900	4,544	599,444
16	国庫支出金	24,112,193	1,265,047	25,377,240
	1 国庫負担金	16,541,314	1,092,051	17,633,365
	2 国庫補助金	7,449,473	172,996	7,622,469
17	県支出金	8,717,123	319,544	9,036,667
	1 県負担金	5,267,063	180,841	5,447,904
	2 県補助金	2,595,602	138,703	2,734,305
19	寄附金	148,303	96,323	244,626
	1 寄附金	148,303	96,323	244,626
20	繰入金	7,180,883	△37,000	7,143,883
	2 基金繰入金	7,018,678	△37,000	6,981,678
21	繰越金	1,209,361	226,625	1,435,986
	1 繰越金	1,209,361	226,625	1,435,986
22	諸収入	4,359,122	61,593	4,420,715
	5 雑入	3,204,485	61,593	3,266,078
23	市債	4,402,000	123,000	4,525,000
	1 市債	4,402,000	123,000	4,525,000

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	歳 入 合 計	130,388,914	2,381,860	132,770,774

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	661,817	2,940	664,757
	1 議会費	661,817	2,940	664,757
2	総務費	11,011,833	86,692	11,098,525
	1 総務管理費	7,592,688	133,479	7,726,167
	2 総務諸費	1,422,858	△1,071	1,421,787
	3 徴税費	1,039,518	△27,151	1,012,367
	4 戸籍住民基本台帳費	643,437	△10,915	632,522
	6 統計調査費	46,139	472	46,611
	7 監査委員費	95,632	△8,122	87,510
3	民生費	53,371,737	1,397,961	54,769,698
	1 社会福祉費	11,541,483	653,021	12,194,504
	2 老人福祉費	10,272,682	29,302	10,301,984
	3 児童福祉費	28,017,028	147,488	28,164,516
	4 生活保護費	3,540,541	568,150	4,108,691
4	衛生費	18,387,797	617,361	19,005,158
	1 保健衛生費	9,303,847	645,129	9,948,976
	2 衛生諸費	3,924,305	△18,094	3,906,211
	3 環境費	649,357	709	650,066
	4 清掃費	4,510,288	△10,383	4,499,905
5	労働費	167,236	△61	167,175
	1 労働諸費	167,236	△61	167,175
6	農林業費	1,557,226	4,082	1,561,308
	1 農業費	523,964	4,013	527,977
	2 農業基盤整備費	685,955	△10,560	675,395

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 林業費	347,307	10,629	357,936
7	商工費	2,776,596	247,058	3,023,654
	1 商工費	2,776,596	247,058	3,023,654
8	土木費	17,475,412	△200,424	17,274,988
	1 土木管理費	1,332,088	△54,911	1,277,177
	2 交通安全対策費	281,331	9,778	291,109
	3 道路橋りょう費	2,977,998	13,388	2,991,386
	4 河川費	505,851	△8,414	497,437
	5 都市計画費	6,021,553	△97,273	5,924,280
	6 公園緑地費	2,657,192	△49,852	2,607,340
	7 土地区画整理費	507,178	△16,820	490,358
	8 住宅費	3,192,221	3,680	3,195,901
9	消防費	3,997,576	△996	3,996,580
	1 消防費	3,997,576	△996	3,996,580
10	教育費	13,997,407	190,289	14,187,696
	1 教育総務費	2,917,106	9,214	2,926,320
	2 小学校費	2,828,137	328,265	3,156,402
	3 中学校費	1,266,351	△19,519	1,246,832
	4 学校教育費	4,013,036	△21,251	3,991,785
	5 社会教育費	2,369,837	△79,540	2,290,297
	6 保健体育費	602,940	△26,880	576,060
11	災害復旧費	95,737	36,958	132,695
	3 文教施設災害復旧費	10,000	36,958	46,958
歳 出 合 計		130,388,914	2,381,860	132,770,774

第2表 継続費補正
変更

一般会計

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	6 公 園 緑地費	岡崎中央 総合公園 総合 体育館 改修事業 (第2期)	千円 663,878	令和2年度	千円 70,500	千円 620,197	令和2年度	千円 70,500
				令和3年度	593,378		令和3年度	549,697

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報通信機器管理事業	千円 8,746
3 民生費	2 老人福祉費	生活支援体制整備事業	593
	3 児童福祉費	放課後対策施設整備事業	36,839
8 土木費	3 道路橋りょう費	岩津地域活動拠点施設 関連道路整備事業	4,387
		道路新設改良事業 (奥殿学校線 ほか3路線)	72,380
	5 都市計画費	スマートインター チェンジ整備事業	764,700
9 消防費	1 消防費	消防自動車等購入事業	5,000
10 教育費	2 小学校費	緑丘小学校校舎整備事業	330,660
11 災害復旧費	3 文教施設 災害復旧費	岡崎城跡整備事業	36,958

第4表 債務負担行為補正

一般会計

追加

事 項	期 間	限 度 額
市議会だよりの作成 に要する経費	令和4年度	千円 8,989
オンライン面接システム利用 に要する経費	令和4年度	990
市政だよりの作成及び配布 に要する経費	令和4年度	89,955
オフィスソフト更新 に要する経費	令和4年度から 令和9年度まで	198,330
街頭防犯カメラの賃借 に要する経費	令和4年度から 令和10年度まで	126,522
岡崎市民会館、岡崎市甲山閣 及び岡崎市せきれいホールの 管理運営に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、一般社団法人岡崎パ ブリックサービスが市との協定に より岡崎市民会館、岡崎市甲山閣及 び岡崎市せきれいホールの管理運 営に要する額
岡崎市地域交流センターの 管理運営に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りたが市と の協定により岡崎市地域交流セン ターの管理運営に要する額
個人番号カード発行窓口案内 に要する経費	令和4年度	42,990

事 項	期 間	限 度 額
市民サービスコーナー証明書等 窓口受付及び案内に要する経費	令和4年度	11,504千円
ねたきり高齢者寝具貸与 に 要 す る 経 費	令和4年度	943
児童手当制度改正案内印字 封入封緘に要する経費	令和4年度	1,387
公立保育園給食牛乳の購入 及び配達に要する経費	令和4年度	55,786
公立保育園給食の調理 に 要 す る 経 費	令和4年度から 令和6年度まで	411,860
公立保育園・こども園健康診断 器具滅菌管理に要する経費	令和4年度	755
がん等検診に要する経費	令和4年度	208,487
新型コロナウイルス感染症 受診相談に要する経費	令和4年度	91,809
新型コロナウイルスワクチン 接種に要する経費	令和4年度	1,421,126
墓園管理料納入通知書等 印字封入封緘に要する経費	令和4年度	1,419

事 項	期 間	限 度 額
おかざき自然体験の森の 管理運営に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	千円 地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、コニックス株式会 社が市との協定によりおかざき自然 体験の森の管理運営に要する額
大気汚染物質調査に要する経費	令和4年度	7,766
河川水質調査に要する経費	令和4年度	5,368
小型家電の処理に要する経費	令和4年度	13,464
岡崎市農林産物等展示即売 施設の管理運営に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、あいち三河農業協同 組合が市との協定により岡崎市農 林産物等展示即売施設の管理運営 に要する額
観光交通対策検討に要する経費	令和4年度	9,620
桜まつり及び家康行列の実施 に要する経費	令和4年度	111,403
花火大会煙火打上に要する経費	令和4年度	27,599
着地型観光商品の企画運営 に要する経費	令和4年度	9,988
建築確認等データ入力 に要する経費	令和4年度	5,753

事 項	期 間	限 度 額
自 転 車 等 保 管 所 の 運 営 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	千円 8,074
道路整備事業に要する経費	令 和 4 年 度	250,000
岡崎中央総合公園の管理運営 に 要 す る 経 費	令和4年度から 令和6年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、一般社団法人岡崎パ ブリックサービスが市との協定に より岡崎中央総合公園の管理運営 に要する額
籠田公園及び岡崎市 籠田公園地下駐車場の 管理運営に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、ホームックス・三菱 地所・三菱地所パークス共同体が市 との協定により籠田公園及び岡崎 市籠田公園地下駐車場の管理運営 に要する額
岡崎（城址）公園整備 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	47,355
岡崎市市営住宅及び 岡崎市特定公共賃貸住宅の 管理運営に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	地方自治法第244条の2第3項の 規定に基づき、東洋システム・日本 管財グループが市との協定により 岡崎市市営住宅及び岡崎市特定公 共賃貸住宅の管理運営に要する額
消防署寝具の賃借に要する経費	令 和 4 年 度	5,419
学術情報ネットワーク利用 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	1,320

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 空 調 設 備 の 整 備 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	11,418 千円
小 学 校 通 学 バ ス 運 行 (額田地域) に要する経費	令 和 4 年 度	27,496
学 校 行 事 バ ス の 賃 借 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	9,705
外国語指導支援に要する経費	令 和 4 年 度	119,030
小中学校健康診断器具滅菌管理 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	3,540
美術博物館展覧会に要する経費	令 和 4 年 度	32,335
地 域 文 化 広 場 展 覧 会 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	7,810
施設保守管理等に要する経費	令 和 4 年 度	1,327,580

第5表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
スマートインターチェンジ整備事業費	千円 328,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
公 園 整 備 事 業 費	368,000			
小学校校舎建設事業費	413,000			
計	4,402,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
千円 308,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し		
367,000					
557,000					
4,525,000					

令和 3 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 3 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,075千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ305,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度
に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	151,995	52,075	204,070
	1 一般会計繰入金	151,995	52,075	204,070
	歳入合計	253,003	52,075	305,078

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	250,215	52,075	302,290
	1 工業団地造成費	250,215	52,075	302,290
	歳 出 合 計	253,003	52,075	305,078

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 工業団地造成費	1 工業団地造成費	阿知和地区工業団地 造成事業	千円 93,359

令和 3 年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ620,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	258,950	1,177	260,127
	1 一般会計繰入金	258,950	1,177	260,127
	歳入合計	619,096	1,177	620,273

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	44,753	1,177	45,930
	1 総務管理費	44,753	1,177	45,930
	歳 出 合 計	619,096	1,177	620,273

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
汚泥の運搬等に要する経費	令和4年度	32,437千円

令和 3 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,600,579千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第 2 条 事業勘定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 3 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,935千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 3 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	21,251,887	969,229	22,221,116
	1 県補助金	21,251,886	969,229	22,221,115
7	繰入金	3,084,819	6,019	3,090,838
	1 一般会計繰入金	2,884,819	6,019	2,890,838
8	繰越金	1	32,605	32,606
	1 繰越金	1	32,605	32,606
9	諸収入	53,906	△2	53,904
	2 雑入	28,060	△2	28,058
歳入合計		31,592,728	1,007,851	32,600,579

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	517,769	6,017	523,786
	1 総務管理費	444,197	5,371	449,568
	2 徴収費	72,877	646	73,523
2	保険給付費	20,995,393	1,000,690	21,996,083
	1 療養諸費	18,376,320	916,290	19,292,610
	2 諸給付費	2,619,073	84,400	2,703,473
6	諸支出金	38,635	1,144	39,779
	1 償還金及び還付加算金	30,450	1,144	31,594
歳 出 合 計		31,592,728	1,007,851	32,600,579

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
医療費通知等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	千円 6,532
督促状等発送補助に要する経費	令 和 4 年 度	359
保険料電話催告等に要する経費	令 和 4 年 度	8,250
特定健康診査等に要する経費	令 和 4 年 度	154,029

第3表 歳入歳出予算補正
歳入

国民健康保険事業（直営診療所勘定）特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	37,974	198	38,172
	2 一般会計繰入金	29,789	198	29,987
6	諸収入	84	△1	83
	1 雑入	84	△1	83
7	国庫支出金	0	6,192	6,192
	1 国庫補助金	0	6,192	6,192
歳入合計		111,546	6,389	117,935

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	66,980	5,783	72,763
	1 総務管理費	66,980	5,783	72,763
2	医業費	41,909	606	42,515
	1 医業費	41,909	606	42,515
歳 出 合 計		111,546	6,389	117,935

令和 3 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,968,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	912,717	2,025	914,742
	1 一般会計繰入金	912,717	2,025	914,742
5	諸収入	347,636	△1,896	345,740
	4 雑入	10,626	△1,896	8,730
歳入合計		5,968,346	129	5,968,475

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	97,111	△826	96,285
	1 総務管理費	80,402	△826	79,576
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,466,265	955	5,467,220
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,466,265	955	5,467,220
歳 出 合 計		5,968,346	129	5,968,475

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
申請書データ入力に要する経費	令和4年度	1,026 千円
督促状等発送補助に要する経費	令和4年度	245
決定通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令和4年度	965
健康診査に要する経費	令和4年度	39,695

令和 3 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,996千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,143,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,741,296	△476	4,740,820
	2 国庫補助金	470,039	△476	469,563
4	支払基金交付金	6,414,445	△610	6,413,835
	1 支払基金交付金	6,414,445	△610	6,413,835
5	県支出金	3,321,556	△282	3,321,274
	2 県補助金	129,703	△282	129,421
7	繰入金	3,909,312	△1,622	3,907,690
	1 一般会計繰入金	3,767,666	△1,013	3,766,653
	2 基金繰入金	141,646	△609	141,037
9	諸収入	100,210	△6	100,204
	2 雑入	98,709	△6	98,703
歳入合計		25,146,298	△2,996	25,143,302

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	512,239	△731	511,508
	1 総務管理費	311,172	△956	310,216
	2 徴収費	17,626	225	17,851
2	保険給付費	22,873,481	0	22,873,481
	1 介護サービス等諸費	20,814,323	0	20,814,323
3	地域支援事業費	964,670	△2,265	962,405
	2 一般介護予防事業費	23,586	△2,265	21,321
歳 出 合 計		25,146,298	△2,996	25,143,302

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
督促状等発送補助に要する経費	令和4年度	千円 147

令和 3 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,562千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	7,320	△3,100	4,220
	1 一般会計繰入金	7,320	△3,100	4,220
5	繰越金	1	4,662	4,663
	1 繰越金	1	4,662	4,663
歳入合計		101,941	1,562	103,503

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	49,767	3	49,770
	1 総務管理費	49,767	3	49,770
2	医業費	50,423	1,559	51,982
	1 医業費	50,423	1,559	51,982
歳 出 合 計		101,941	1,562	103,503

令和 3 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,654千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	144,952	△1,460	143,492
	1 一般会計繰入金	144,952	△1,460	143,492
5	諸収入	8,786	△194	8,592
	2 雑入	8,421	△194	8,227
歳入合計		238,035	△1,654	236,381

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	172,570	△1,654	170,916
	1 総務管理費	172,570	△1,654	170,916
2	医業費	28,100	0	28,100
	1 医業費	28,100	0	28,100
歳 出 合 計		238,035	△1,654	236,381

令和3年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	24,662,019千円	1,238,831千円	25,900,850千円
第1項 医業収益	21,192,318千円	24,325千円	21,216,643千円
第2項 医業外収益	2,742,492千円	1,224,640千円	3,967,132千円
第3項 特別利益	727,209千円	△10,134千円	717,075千円
支 出			
第1款 病院事業費用	25,804,108千円	△233,356千円	25,570,752千円
第1項 医業費用	24,676,601千円	△222,737千円	24,453,864千円
第3項 特別損失	376,289千円	△10,619千円	365,670千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	1,722,006千円	170,197千円	1,892,203千円
第4項 補助金	250千円	170,197千円	170,447千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,680,716千円	△532千円	1,680,184千円
第1項 建設改良費	566,740千円	△532千円	566,208千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	12,450,441千円	△209,402千円	12,241,039千円

第5条 予算第9条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施 設 保 守 管 理 等 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	千円 627,610
廃棄物等運搬及び処理に要する経費	令 和 4 年 度	63,487

令和 3 年11月 30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 水道事業収益	8,238,233千円	△262千円	8,237,971千円
第2項 営業外収益	1,597,359千円	△262千円	1,597,097千円
支		出	
第1款 水道事業費用	7,657,234千円	△9,853千円	7,647,381千円
第1項 営業費用	7,355,707千円	△9,853千円	7,345,854千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,824,805千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,594千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,074,211千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支		出	
第1款 資本的支出	5,462,309千円	△11,684千円	5,450,625千円
第1項 建設改良費	3,865,652千円	△11,684千円	3,853,968千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,051,857千円	△21,537千円	1,030,320千円

第5条 予算第10条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

採水業務に要する経費	令和4年度	千円 4,752
排水処理施設脱水ケーキ運搬に要する経費	令和4年度	2,022
配水管の整備に要する経費	令和4年度	1,000,000

令和3年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和 3 年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 3 年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 下水道事業収益	9,068,860千円	1,600千円	9,070,460千円
第 1 項 営 業 収 益	6,143,658千円	1,425千円	6,145,083千円
第 2 項 営 業 外 収 益	2,925,201千円	175千円	2,925,376千円
支		出	
第 1 款 下水道事業費用	8,592,629千円	△385千円	8,592,244千円
第 1 項 営 業 費 用	7,558,825千円	△385千円	7,558,440千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,674,685千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額216,226千円、過年度分損益勘定留保資金2,959,483千円並びに当年度分損益勘定留保資金498,976千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支		出	
第 1 款 資 本 的 支 出	7,943,543千円	△8,613千円	7,934,930千円
第 1 項 建 設 改 良 費	3,826,805千円	△8,613千円	3,818,192千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
幹 線 管 渠 鉄 道 敷 土 地 賃 借 に 要 す る 経 費 (中 田 町 ほ か 2 箇 町 地 内)	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	千円 555

明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (舢 越 町 ほ か 2 箇 町 地 内)	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	980
明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (矢 作 町 地 内)	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	9
下 水 道 管 渠 の 清 掃 に 要 す る 経 費	令和 4 年度	146,028
下 水 道 管 渠 の 改 築 に 要 す る 経 費	令和 4 年度	200,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	523,858千円	△8,796千円	515,062千円

令和 3 年11月30日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

